

追手門学院大学経済学部規程

昭和41年4月1日

制定

(総則)

第1条 この規程は、追手門学院大学学則(以下「学則」という。)に基づいて、追手門学院大学経済学部において必要な事項を定める。

(学部・学科の目的)

第2条 経済学部は、経済学科を置く。

2 経済学部では、国際的視野に立ち、幅広い教養とともに経済学の系統的な理解が身に付くよう、段階的に主体的な学習を促す。商都大阪の歴史ある教育環境のもと、創意と工夫、規範と責任をもって社会や地域の担い手となる、独立自強・社会有為の人材を育成する。

(定員)

第3条 本学部に置く学科の学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	編入学定員	収容定員
経済学科	400名	10名	1,620名
計	400名	10名	1,620名

(学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年は、春学期と秋学期の2学期に分け、期間については別に定める。

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 学院創立記念日(5月29日)
- (4) 本学が定めた夏期、冬期及び春期休業日

2 前項第4号の休業期間は、本学学年暦による。

3 学長は、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(授業科目及び履修方法)

第6条 授業科目は、共通教育科目、学科科目及び資格取得に関する科目に分ける。

2 共通教育科目は、ファウンデーション科目群、リベラルアーツ・サイエンス科目群、主体的学び科目群に区分する。

第7条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

2 自由科目は、必修科目及び選択科目（選択必修科目、選択科目）以外の科目であり、卒業に必要な単位とはならない科目である。

第8条 授業科目は、学部の定める履修方法に従って、所定の単位を修得しなければならない。なお、経済学科における所定の単位数は次のとおりとする。

学科	授業科目	単位数
経済学科	共通教育科目	28単位以上
	学科科目	68単位以上

2 経済学科における学科科目及びその単位数は、別表Iのとおりとする。

第9条 経済学科における授業科目の履修については、次のとおりとする。

授業科目	履修区分	分類	卒業に必要な単位数			
			単位	単位	単位	
学科科目	必修	演習	12単位		68単位以上	
	選択必修	学部共通科目	10単位以上			
		学部共通科目以外	48単位以上			
	選択	資格 国際				
共通教育科目	選択	ファウン デーショ ン科目群	初年次科目		28単位以上	
	必修		外国言語科目	英語		「総合英語1・2」、「Online English Seminar 1・2」は必修とする。
				ドイツ語		
	選択		フランス語			

		中国語	
		体育科目	
選 択 必 修	リベラル アーツ・サイエンス 科目群	リベラルアーツ・サイエンス系科目 人文学系科目 社会科学系科目 自然科学系科目	8単位以上
選 択	主体的学び科目群	キャリア形成系科目 キャリア展開系科目 別に定める放送大学の科目を修得した場合及び別に定める資格・検定試験で一定以上の成績を修めた場合は最大4単位まで卒業に必要な単位として認める 大学コンソーシアム大阪単位互換協定により修得した単位は最大4単位まで卒業に必要な単位として認める	

ただし、外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された者については、次のとおりとする。

授業科目	履修区分	分類	卒業に必要な単位数		
学科科目	必修	演習	12単位	68単位	124単位以上
	選択必修	学部共通科目	10単位以上	48単位以上	
		学部共通科目以外		以上	
	選択	資格			

	択	国際				
共通教育科目	選 択	ファウン デーショ ン科目群	初年次科目			28 単 位 以 上
			外国言 語科目	日本 語	4単位以上	
	選 択	英語				
		ドイツ語				
		フランス語				
		中国語				
	体育科目					
	選 択 必 修	リベラル アーツ・サ イエンス 科目群	リベラルア ーツ・サイ エンス系科 目	8単位以上		
			人文学系科 目			
			社会科学系科 目			
自然科学系科 目						
必 修 選 択	主体的学 び科目群	キャリア形成 系科目	「日本事情1・2」を必修とする	4単位		
		キャリア展開系科目				
		別に定める放送大学の科目を修得した場合及び別に定め る資格・検定試験で一定以上の成績を修めた場合は最大4 単位まで卒業に必要な単位として認める				
		大学コンソーシアム大阪単位互換協定により修得した単 位は最大4単位まで卒業に必要な単位として認める				

第10条 第2年次及び第3年次において履修すべき授業科目の単位を修得しない者に関し

ては、別に定める。

第11条 経済学科の卒業に必要な単位数は、次のとおりとする。

学科	単位数
経済学科	124単位

(教職課程)

第12条 卒業後中学校又は高等学校の教員の免許状を得ようとする者のために教職課程を置く。

2 教職課程の履修方法は、別に定める。

(学芸員及び社会教育主事の資格取得)

第13条 卒業後、学芸員及び社会教育主事の資格を得ようとする者のために、これに必要な科目を設ける。

2 学芸員及び社会教育主事資格取得のための履修方法は、別に定める。

(単位及び授業の方法)

第14条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目には45時間の学修を要することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業科目による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して定められた時間の授業をもって1単位とする。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用し、当該授業を行う教室以外の場所(外国を含む)において履修させることができる。

4 前項の規定により修得した単位数は、合わせて60単位を超えない範囲で卒業に要する単位数に算入することができる。

5 第3項の規定により実施する授業科目については、学期ごとに別に定める。

6 本学部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第2項に規定する授業の一部を、校舎及び付属施設以外の場所（外国を含む）で行うことができる。

（各授業科目の授業期間）

第15条 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。

ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。

第16条 その年度に開講する授業科目は、毎学年始めに発表する。

（履修の制限）

第17条 各学期において履修できる単位数の制限は、別に定める。

（履修の届出）

第18条 学生は、各学期の始めに設けられた所定の期間に、当該学期に履修を希望する科目を届け出なければならない。

2 履修登録手続きをしない者は、当該科目の授業及び試験を受けることができない。

（科目修了の認定）

第19条 科目修了の認定は、試験によるほか、平素の成績を総合的に評価して行う。

2 成績評点は、100点満点とし、60点以上を合格とする。

3 合格を得た科目に対して所定の単位を与える。

第20条 原則として各科目とも出席すべき授業時数の3分の1以上欠席した者は、科目修了の認定を受けることができない。

第21条 科目修了の認定を得た科目は、再度履修することができない。

（卒業及び学位）

第22条 本大学に4年以上在学し、所定の課程を修めた者をもって、卒業したものとする。

2 本大学を卒業した者には、次のとおり学位を授与する。

経済学部

経済学科 学士（経済学）

（入学）

第23条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

第24条 入学志願者に対して、検定を行い選抜する。検定の方法は、別に定める。

2 入学は、学部会議の意見を聴き学長が決定する。

第25条 入学を希望する者は、学科を指定しなければならない。

第26条 所定の期日までに定められた入学手続を履行しない者は、入学の許可を取り消す。

(編入学及び他大学からの転学)

第27条 本大学の第3年次へ編入学又は他大学からの転学は、選考の上、これを許可することがある。

2 選考の方法は、別に定める。

第28条 前条により編入学又は転学を許可された者の修業年限は、2年とし、在学年限は4年を超えることができない。

(転学部及び転学科)

第29条 本大学の他学部への転学部及び他学科への転学科は、欠員がある場合に限り、選考の上、第2年次又は第3年次の始めにおいて許可することがある。

(休学)

第30条 病気その他やむを得ない理由で修学できない場合は、保証人連署の上、休学願を学部長に提出し、その許可を得てその学期又はその年度を休学することができる。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は、引き続き2年を超えることができない。

3 休学の期間は、通算して3年を超えることができない。

4 休学の期間は、在学年数に算入しない。

第31条 休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、復学願を学部長に提出し、その承認を得なければならない。

第32条 休学中は、授業料その他の学費を減免する。

2 前項により減免する授業料その他の学費及びその額は、別にこれを定める。

(退学)

第33条 退学しようとする者は、その事由を具して保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第34条 前条により退学した者又は除籍された者が再入学を願い出たときは、退学又は除籍後2年以内に限り、選考の上、許可することがある。ただし、学則第66条第1号の規定により除籍された者は、再入学を許可しない。

(他大学への入学及び転学)

第35条 他の大学へ入学又は転学を志望するときは、学長の許可を受けなければならない。

(委託生)

第36条 学校、官庁その他公共団体等から特定の授業科目を指定して修学を委託されたと

きは、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第37条 本大学の学生以外の者で、特定の授業科目を指定して履修を願い出る者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生が、その履修した授業科目の試験を受け、合格した授業科目については、単位を与える。

(聴講生)

第38条 本大学の学生以外の者で、特定の授業科目を指定して聴講を願い出る者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

(研究生)

第39条 本学部において研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(外国人特別学生)

第40条 外国人で、学則第29条に定める資格を有する者が、学則第30条によらないで本邦所在の外国公館の推薦により出願するときは、選考の上、外国人特別学生として入学を許可することがある。

第41条 委託生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人特別学生に関する規則は、学則及びこの規程に定めるもののほか、別に定める。

(入学金、授業料等)

第42条 本大学に入学を許可された者は、入学金及び所定の学費を納付しなければならない。

第43条 学生は、授業料その他所定の学費を納付しなければならない。

第44条 委託生は研修指導費、科目等履修生は履修料、聴講生は聴講料、研究生は研究指導費を納付しなければならない。

第45条 入学金、授業料、実験実習費、研修指導費、履修料、聴講料、研究指導費の金額及び徴収については、別にこれを定める。

第46条 既納の入学金、授業料その他の学費、研修指導費、履修料、聴講料、審査料及び研究指導費は、いかなる事情があっても返付しない。

第47条 前条の規定にかかわらず、本大学に入学を許可された者が指定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、その請求により授業料その他の学費を返付する。

(委員会)

第48条 本学部に必要な応じ各種委員会を置く。

2 各種委員会に関する規程は、別に定める。

(賞罰)

第49条 学生で特に他の学生の模範とすべき行為のあったときは、表彰することがある。

第50条 学生で本大学の規則若しくは命令に違背し、又は学生の本分に反する行為があったときは、その軽重に従ってこれを懲戒する。懲戒処分の手続については別に定める。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第51条 学生で学力劣等にして成業の見込みがないと認められる者又は正当の理由がなく出席が常でない者は、学部会議の議を経て、これを退学させる。

(除籍)

第52条 学生で次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

(1) 在学8年を超える者

(2) 休学期間が通算3年を超える者

(3) 疾病その他の事故により成業の見込みがないと認められる者

(4) 授業料その他学費を督促しても納付しない者

(その他)

第53条 学則及びこの規程に定めのない事項については、学部会議がこれを定める。

附 則

この規程は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず昭和61年度から昭和70年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員
経済学科	300名
経営学科	300
計	600

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず平成2年度から平成10年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	
	平成2年度～平成7年度	平成8年度～平成10年度
経済学科	350名	300名
経営学科	350	300
計	700	600

附 則

この規程は、平成3年12月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1994年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1995年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず1995年度から1998年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	
	1995年度	1996年度～1998年度
経済学科	350名	300名

附 則

この規程は、1996年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず1996年度から1999年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	
	1996年度～1998年度	1999年度
経済学科	350名	300名

附 則

この規程は、1998年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず1998年度から1999年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	
	1998年度	1999年度
経済学科	230名	200名
国際経済学科	160名	140名

附 則

この規程は、1999年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず1999年度の入学定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	
	1999年度	
経済学科	230名	
国際経済学科	160名	
計	390名	

附 則

この規程は、2000年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず2000年度から2003年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員			
	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
経済学科	224名	218名	212名	206名
国際経済学科	156名	152名	148名	144名

附 則

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年1月9日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、2017年7月1日から施行する。

附 則
この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、2023年4月1日から施行する。

別表I 経済学部経済学科開講科目表

学科科目

経済学科

履修 区分	分野		授業科目	単位数			配当年次				教 職	備考
				必修	選択 必修	選択	1	2	3	4		
必修	演習	経済	初級演習	2								12単位

		学	コース演習	2								
			専門演習	2								
			専門演習	2								
			専門演習	2								
			専門演習	2								
選択 必修	学部 共通 科目	経済	実践基礎経済学	2						科	10単位以 上。	
		学基	統計学総論	2						科		
		礎	経済数学入門	2						科		
			ミクロ経済学入門	2						科		
			マクロ経済学入門	2						科		
			ミクロ経済学	4						科		
			マクロ経済学	4						科		
		経済 学応 用	論文演習	2								
	学部 共通 科目 以外	歴 史・ くら し	日本経済史	2							科	学部共通 科目を含 む選択必 修で48単 位以上
			グローバルヒストリ	2							科	
			地域と暮らし	2								
			社会と暮らし	2								
			租税論	4							科	
公共 経済		経済政策総論	2									
		行政法	2									
		地方財政	2							科		
金融 経済		リスクと向き合う経 済学	2									
		金融ビジネス論	2							科		
		国際金融論1	2									
		国際金融論2	2									
		ファイナンス	2							科		

	ファイナンス演習		2							科
環境	環境経済学1		2							
経済	環境経済学2		2							
	公共政策		2							科
	公共政策演習		2							科
	地球環境概論		2							科
	地球環境論演習		2							科
消費	消費経済論1		2							
経済	消費経済論2		2							
	消費者保護論		2							
	消費データ分析		2							
	マーケティング		2							
生活	生活経済論1		2							
経済	生活経済論2		2							
	社会保障		4							
多様	少子高齢化社会論		2							
社会	女性起業論		2							
	男女共同参画社会論		2							
	ジェンダー論		2							
	多様社会特殊講義		2							
国際	国際メディア論		2							
メデ	アメリカ経済論		2							科
ィア	アジア経済論		2							科
	ヨーロッパ経済論		2							科
	オーストラリア経済論		2							科
	国際ビジネスコミュニケーション		2							
社会	民法入門		2							
科学	政治学概論1		2							科

各論	政治学概論2	2							科
	法学・政治学特殊講義	2							
	統計学演習	2							科
	ミクロ経済学演習	2							
	マクロ経済学演習	2							
	産業組織論	2							
	産業組織論演習	2							
	労働経済学1	2							科
	労働経済学2	2							科
	企業財務入門	2							科
	企業会計原則	2							科
	資産管理	2							科
	情報分析	2							
	テレワークと経済	2							
	ビジネス・エコノミクス	2							
	関西経済	2							
	日本経済	2							科
	日本経済演習	2							科
	財政学	4							科
	金融論	4							科
	SDGsと経済	2							
	経済理論・経済史特殊講義	2							
	外国経済特殊講義	2							
	人的資源特殊講義	2							
	労働法制の経済学	2							
	計量経済学	4							
	応用ミクロ経済学	2							
	行動経済学	2							

		国際経済学	4						科
		経済変動論	2						
	OE5 0特	ビジネス数理スキル (基礎)	2						
	別ブ ログ	ビジネス数理スキル (応用)	2						
	ラム	ビジネスリテラシー (基礎)	2						
		ビジネスリテラシー (応用)	2						
		キャリアシミュレー ション(基礎)	2						
		キャリアシミュレー ション(応用)	2						
選択	資格	日本史概説1		2					科
		日本史概説2		2					科
		西洋史概説1		2					科
		西洋史概説2		2					科
		東洋史概説1		2					科
		東洋史概説2		2					科
		職業指導論		2					科
		人文地理学概説1		2					科
		人文地理学概説2		2					科
		自然地理学概説1		2					科
		自然地理学概説2		2					科
		地誌学1		2					科
		地誌学2		2					科
	国際	国際コミュニケーション論		4					大学が認 めた留学
		国際事情		4					生専用科

	国際特別演習			4							目
	国際表現演習			4							

教職課程に関する科目であり、「科」は「教科及び教科の指導法に関する科目」である。